

議 事 録

第 18 期名護市農業委員会 第 28 回 総 会

令和 7 年 12 月 24 日（水）

名護市農業委員会 第 28 回総会

開催日時 令和 7 年 12 月 24 日（水）午前 10 時 00 分～12 時 00 分

開催場所 中央公民館 第 1・2 研修室

出席委員（農業委員）

1 番	野原 朝行	○	2 番	比嘉 清隆	○	3 番	川上 達也	○
4 番	岸本 信子	○	5 番	山城 秀樹	○	6 番	仲村 正司	○
7 番	前川 太輝	○	8 番	伊波 實	○	9 番	宮城 政喜	欠
10 番	玉城 康成	欠	11 番	比嘉 政昭	◎	12 番	川野 圭輔	◎

（農地利用最適化推進委員）

13 番	大城 昭夫	○	14 番	清水 一郎	欠	15 番	比嘉 海斗	欠
16 番	呉屋 信竹	○	17 番	金城 秀安	○	18 番	林 昌平	○
19 番	宮城 直人	○	20 番	上間 光成	○	21 番	古我知 直人	○
22 番	玉城 司	○	23 番	上地 一宏	○	24 番	野原 三喜郎	○
25 番	藤原 邦彦	○						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書 記 名護市農業委員会事務局

議 案 第 169 号 農地法第 3 条第 1 項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願
いについて

第 170 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

第 171 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

第 172 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

第 173 号 非農地証明願について

第 174 号 農用地利用促進計画案に係る意見について

第 175 号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

報告 農地法第 3 条許可申請の取消し願について

(開会)

局長 皆さんおはようございます。ただいまより第 28 回名護市農業委員会の総会を開会いたします。本日の農業委員の出席は、12 名中 10 名で定足数を満たしておりますで、会議が有効に成立していることをご報告いたします。議事録署名人は 11 番委員、12 番委員お願いいたします。

本日の議案は 7 件ございます。それぞれ事務局の方からご説明いたしますのでよろしくお願いいたします。それでは議長お願いします。

議長 皆さんおはようございます。これより第 18 期第 28 回名護市農業委員会総会を始めさせていただきます。

(議案第 169 号 農地法第 3 条第 1 項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願について)

議長 議案第 169 号農地法第 3 条第 1 項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願について事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号 1 番 こちらの農地は公売になります。山入端の 1 筆で地域計画内。農振地域内、地目は畑、面積 801 ㎡。申請事由は規模拡大。従事日数は本人 150 日、妻 60 日。予定作物はバナナとなっております。

議長 議案第 169 号農地法第 3 条第 1 項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願について質疑はございませんか。

質疑がないようですので、議案第 169 号農地法第 3 条第 1 項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願について可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長 それでは議案第 169 号は可と致します。付帯決議として、農地買受適格証明書の交付の決定を受けた者が当該農地の最高価買受申出人となり、農地法第 3 条の規定による許可申請書を提出した場合、農業委員会会長が買受適格証明書の交付時と事情が異なっていないと認めた場合は許可して差し支えないとなっております。以上です。次に進みます。

(議案第 170 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 170 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号 1 番 喜瀬の 2 筆で地域計画外。農振地域内、地目は畑、合計面積 1,382 m²。新規就農による 3 条有償移転。従事日数は本人 150 日、妻 150 日、50 日。予定作物はミカンとなっております。

整理番号 2 番 真喜屋の 1 筆で地域計画内。農振地域内、地目は畑、面積 1,702 m²。規模拡大による 3 条賃借権。従事日数は本人 200 日。予定作物は野菜となっております。

整理番号 3 番 呉我の 1 筆で地域計画外。農振地域外、地目は畑、面積 431 m²、新規就農による 3 条有償移転。従事日数は本人 150 日、妻 120 日。予定作物はネギ・トマト・青菜となっております。

整理番号 4 番 呉我の 1 筆で地域計画内。農振地域内、地目は畑、面積 1,645 m²、規模拡大による 3 条有償移転。従事日数は本人 200 日。予定作物はドラセナとなっております。

整理番号 5 番 勝山の 6 筆で地域計画外。農振地域外、地目は畑、合計面積 7,904 m²、新規就農による 3 条無償移転。従事日数は本人 250 日。予定作物はトマト・ピーマンとなっております。最後に報告の方でも説明いたしますが、こちらは全く同じ農地で昨年の 1 月に売買で所有権移転ありましたが、売買から贈与での所有権移転に切り替える為、一度農地法第 3 条許可の取消しをして今回再度申請をあげております。

整理番号 6 番 辺野古の 1 筆で地域計画内。農振地域内、地目は畑、面積 629 m²、新規就農による 3 条有償移転。従事日数は本人 150 日。予定作物はトマト・カボチャとなっております。

整理番号 7 番 済井出の 1 筆で地域計画内。農振地域内、地目は畑、面積 993 m²、規模拡大による 3 条賃借権。従事日数は本人 180 日、夫 180 日。予定作物はパインとなっております。

整理番号 8 番 済井出の 1 筆で地域計画内。農振地域内、地目は畑、面積

993 m²、規模拡大による 3 条賃借権。従事日数は本人 180 日、夫 180 日。予定作物はパインとなっております。3 条の説明は以上となります。

議長 議案第 170 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について質疑はございませんか。

委員 整理番号 5 番についてですが、譲渡人と譲受人は親子関係になりますか。

事務局 親子関係ではなくて、親族関係になります。

議長 他に質疑はありますか。

質疑がないようですので、議案第 170 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてすべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 171 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 171 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号 1 番 我部祖河の 2 筆、地目は田、合計面積 310 m²。転用目的は貸駐車場。農地区分は第二種農地で一団農地は 0.1ha となっております。説明は以上となります。

議長 議案第 171 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について質疑はございませんか。

質疑がないようですので、議案第 171 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 172 号 農地法第 5 条第 1 項の規程による許可申請について)

議長 議案第 172 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

整理番号 1 番 仲尾次の 1 筆、地目は田、面積 92 m²。所有権移転で転用目的は駐車場。農地区分は第二種農地で一団農地は 0.1ha となっております。

整理番号 2 番 中山の 1 筆、地目は畑、面積 208 m²。所有権移転で転用目的は一般住宅。農地区分は第二種農地で一団農地は 9.1ha となっております。

整理番号 3 番 旭川の 1 筆、地目は畑、面積 202 m²。所有権移転で転用目的は貸事務所。農地区分は第二種農地で一団農地は 0.2ha となっております。

整理番号 4 番 汀間の 1 筆、地目は畑、面積 622 m²。所有権移転で転用目的は貸駐車場。隣接地に飲食店があり、その駐車場として一部使用し、残り部分は地域住民へ貸し出す予定となっております。借受ける飲食店より借受確約書が添付されております。農地区分は第二種農地で一団農地は 0.1ha となっております。

整理番号 5 番 嘉陽の 1 筆、地目は畑、面積 422 m²。所有権移転で転用目的は宿泊施設。農地区分は第二種農地で一団農地は 0.1ha となっております。

整理番号 6 番 東江の 1 筆、地目は畑、面積 350 m²。所有権移転で転用目的は一般住宅。農地区分は第二種農地で一団農地は 0.1ha となっております。

整理番号 7 番 宮里の 1 筆、地目は畑、面積 155 m²。使用貸借権で転用目的は一般住宅。農地区分は第三種農地で用途地域となっております。

整理番号 8 番 大北の 4 筆、地目は田と畑、合計面積 2,238 m²。所有権移転で転用目的は病院。農地区分は第三種農地で用途地域となっております。

整理番号 9 番 大北の 2 筆、地目は田、合計面積 2,218 m²。所有権移転で転用目的は貸駐車場。農地区分は第三種農地で用途地域となっております。説明は以上となります。

議長 議案第 172 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について質疑がありましたらお願いします。

委員 整理番号 4 番について借受確約書がついておりますが、こちら駐車場としての需要はあるのですか。

事務局 はい。申請書によると、店舗の駐車場と地域住民の駐車場としての需要は十分あるとのことでした。

委員 確約書には、店舗に何台分で地域住民に何台分貸すという計画はあるのですか。

事務局 確約書には、具体的な台数は記載ありません。

委員 具体的な計画もなく、622 m²もある農地を本当に駐車場として利用するのかなど疑問はあります。

事務局 実際に需要がないのではないかということであれば総会で審議した結果、面積が妥当でないという理由で、今回否決相当で県のほうにあげても構わないかと思います。

委員 分かりました。ありがとうございます。

議長 他に質疑はありますか。

ないようなので議案第 172 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、整理番号 4 番は否決でそれ以外はすべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 173 号 非農地証明願について)

議長 議案第 173 号非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号 1 番 名護の 1 筆、地目は畑、面積 43 m²。非農地の事由「当該申請地は、約 20 年以上前より農地としての利用はない。また袋地となって

おり、今後も農地としての有効活用は困難な土地である。」とのことです。

整理番号 2 番 宮里の 1 筆、地目は畑、面積 291 m²。非農地の事由「当該申請地は、約 40 年以上前より農地としての利用はなく原野となっている。今後も農地としての有効活用は困難である。」とのことです。

整理番号 3 番 為又の 1 筆、地目は畑、面積 7,002 m²。非農地の事由「当該申請地は、相続した土地で約 30 年以上前より農地としての利用はなく原野化している。また三分の一以上は傾斜地となっており農地としての有効活用は困難な土地である。」とのことです。こちらの農地ですが、傾斜部分を除いてもかなり広い面積かつ平坦でもあり農地としての有効活用は出来る見込みがあると現地調査員と三役でも意見がありました。

整理番号 4 番 川上の 1 筆、地目は畑、面積 17 m²。非農地の事由「当該申請地は、昭和 61 年に道路工事に伴い分筆された土地の残地である。小面積の土地となっており農地としての有効活用は困難である。」とのことです。

整理番号 5 番 安和の 1 筆、地目は田、面積 313 m²。非農地の事由「当該申請値は名護市が行う名護市農水産物供給強化拠点施設整備事業によって分断された土地の残地となっており、これまで農地へ出入りしていた箇所施設道路及び駐車場が整備されることにより、土地の利用が物理的に困難な状況となっている。今後の農地としての利用は困難である。」とのことです。

整理番号 6 番 安和の 1 筆、地目は田、面積 428 m²。非農地の事由につきまして、こちらも先の整理番号 5 番と同じ事由となっております。

整理番号 7 番 大中の 1 筆、地目は田、面積 139 m²。非農地の事由「当該申請地は、進入路のない袋地で約 50 年以上前より農地としての利用はない。また、隣地の住宅部分が一部越境している。今後も農地としての利用は困難である。」とのことです。非農地の説明は以上となります。

議長

議案第 173 号非農地証明願について質疑はございませんか。

質疑がないようですので、議案第 173 号非農地証明願について整理番号 3 番以外は可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 174 号 農用地利用促進計画案に係る意見について)

議長 議案第 174 号農用地利用促進計画案に係る意見について事務局より説明をお願いします。

農地係 整理番号 1 番 仲尾の 1 筆、地域計画内、面積 834 m²。利用期間は 5 年で予定作物は水稻となっております。

整理番号 2 番 仲尾の 2 筆、地域計画内、合計面積 2,400 m²。利用期間は 10 年で予定作物は水稻となっております。

整理番号 3 番 辺野古の 1 筆、地域計画内、面積 3,198 m²。利用期間は 6 年で予定作物はサトウキビとなっております。

整理番号 4 番 仲尾の 1 筆、地域計画内、合計面積 1,056 m²。利用期間は 3 年で予定作物はオクラとなっております。説明は以上になります。

議長 議案第 174 号農用地利用促進計画案に係る意見について質疑がありましたらお願いします。

ないようですので、議案第 174 号農用地利用促進計画案に係る意見についてすべて可としてよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

(議案第 175 号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について)

議長 議案第 175 号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号 1 番 真喜屋の 1 筆、地域計画内、面積 2,990 m²。予定作物は柑橘となっております。説明は以上になります。

議案第 175 号農用地利用促進計画案に係る意見について質疑がありましたらお願いします。

ないようですので、議案第 175 号農用地利用促進計画案に係る意見についてすべて可としてよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

報告 農地法第 3 条許可申請取り消し願いについて

議長 農地法第 3 条許可申請取り消し願いについての報告を事務局よりお願いします。

事務局 農地法第 3 条許可申請取り消し願いについて 1 件報告がございます。今回の 3 条申請のある農地です。勝山の 6 筆、面積 7,904 m²。令和 6 年 1 月で売買での所有権移転で許可されましたが、贈与での移転に切り替えるため、取消しとなります。報告は以上です。

(閉会)

議長 以上で本日の議案・報告はすべて終了しました。
これをもって、第 28 回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第 32 条第 3 項の規定により署名する。

名護市農業委員会

議長(会長)

署名委員(比嘉 政昭)

署名委員(川野 佳輔)